

○ 道路法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路） 第四条の四の八 法第三十三条第二項第二号の国土交通省令で定める交通の用に供する部分は、車道及び路肩とする。</p> <p>（営利を目的としない法人に準ずる者） 第四条の四の九 法第三十三条第二項第三号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四条の五 （略）</p> <p>（占用入札を実施することが道路の管理上適切でない場所） 第四条の五の二 法第三十九条の二第三項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、道路の新設、改築又は修繕に関する工事が予定されている場所</p> <p>二 法第三十九条の五第一項の規定による認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所</p> <p>三 その他国土交通大臣が定める場所</p> <p>（入札占用計画の記載事項） 第四条の五の三 法第三十九条の三第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者</p>	<p>（高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路） 第四条の四の八 法第三十三条第二項第一号の国土交通省令で定める交通の用に供する部分は、車道及び路肩とする。</p> <p>（営利を目的としない法人に準ずる者） 第四条の四の九 法第三十三条第二項第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>第四条の五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日、性別その他必要な事項

二 入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者が個人である場合においては、その者の氏名、生年月日、性別その他必要な事項

三 入札対象施設等を設置する予定期間

四 法第三十九条の四第四項ただし書の規定により落札者を決定する占用入札を行う場合においては、占用料の額

五 その他道路管理者が必要と認める事項

第四条の五の四 道路管理者は、令第十九条の三の三第二項及び

第三項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第四条の五の五 (略)

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第四条の十六 令第三十五条の四第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

(新設)

第四条の五の二 (略)

(道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設)

第四条の十六 令第三十五条の三第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

改 正 案	現 行
<p>第四条の二 法第八条第七項の国土交通省令で定める事務は、次に掲げるものとする。ただし、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が占用入札を実施する場合であつて、会社及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）が占用入札に参加しようとする者となることが見込まれるときは、この限りでない。</p> <p>一 道路の占用の許可に係る申請書の記載事項の確認</p> <p>二 占用入札のための調査</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法第八条第一項第十四号又は第十六号から第十九号までの規定により機構が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務（当該権限を行使する事務を除く。）</p>	<p>（新設）</p>

○ 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（開発道路に係る占用料の額の最低額） 第四条の二 開発道路に係る占用料の額の最低額の下限の額については、第三条第一項本文及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項本文中「法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間」と、同条第三項中「前二項の規定にかかわらず、前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項の規定にかかわらず、同項」と、「占用料の額を定め、又は占用料を徴収しない」とあるのは「占用料の額の最低額の下限の額を定める」と、同項第六号中「前二項」とあるのは「第四条の二において準用する第一項」と、「の占用料を徴収する」とあるのは「を占用料の額の最低額の下限の額とする」と読み替えるものとする。</p>	<p>（新設）</p>

改 正 案		現 行																																					
<p>第二十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 高速道路事業において発生した費用（道路資産賃借料勘定及び道路資産完成原価勘定に整理される費用を除く。）は、別表第三に掲げる方法に準じた方法により、道路の建設に要した費用と道路の維持管理に要した費用とに区分し、道路の維持管理に要した費用は、<u>管理費用と受託業務費用とに区分しなければならぬ。</u></p> <p>別表第一（第6条関係）</p>		<p>第二十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 高速道路事業において発生した費用（道路資産賃借料勘定及び道路資産完成原価勘定に整理される費用を除く。）は、別表第三に掲げる方法に準じた方法により、道路の建設に要した費用と道路の維持管理に要した費用とに区分し、道路の維持管理に要した費用は、<u>管理費用に整理しなければならぬ。</u></p> <p>別表第一（第6条関係）</p>																																					
<p>勘定科目表 資産</p>		<p>勘定科目表 資産</p>																																					
<p>I 流動資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高速道路事業受託業務前払金</td> <td></td> <td></td> <td>高速道路事業における受託業務に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの</td> </tr> <tr> <td>受託業務前払金</td> <td></td> <td></td> <td>受託業務（高速道路事業を除く。）に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		款	項	目	摘 要	(略)			(略)	高速道路事業受託業務前払金			高速道路事業における受託業務に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの	受託業務前払金			受託業務（高速道路事業を除く。）に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの	(略)			(略)	<p>I 流動資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>受託業務前払金</td> <td></td> <td></td> <td>受託業務（高速道路事業を除く。）における前払金で、未だ精算が行われていないもの</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		款	項	目	摘 要	(略)			(略)	受託業務前払金			受託業務（高速道路事業を除く。）における前払金で、未だ精算が行われていないもの	(略)			(略)
款	項	目	摘 要																																				
(略)			(略)																																				
高速道路事業受託業務前払金			高速道路事業における受託業務に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの																																				
受託業務前払金			受託業務（高速道路事業を除く。）に係る前払金で、未だ費用に計上されていないもの																																				
(略)			(略)																																				
款	項	目	摘 要																																				
(略)			(略)																																				
受託業務前払金			受託業務（高速道路事業を除く。）における前払金で、未だ精算が行われていないもの																																				
(略)			(略)																																				
<p>I 流動負債</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		款	項	目	摘 要	(略)			(略)	<p>I 流動負債</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		款	項	目	摘 要	(略)			(略)																				
款	項	目	摘 要																																				
(略)			(略)																																				
款	項	目	摘 要																																				
(略)			(略)																																				
<p>負債</p>		<p>負債</p>																																					

費用			
款	項	目	摘要
(経常費用) 高速道路事業 営業費用	(略) 一般管理費 <u>(受託業務 費用)</u>	(略) 雑費	(略) (略) 高速道路事業にお ける受託業務に係 る営業費用
<u>(何) 事業営 業費用</u>	(略) 受託業務費 用	直轄事業 受託業務 費用 その他の 受託業務 費用	兼業に係る営業費 用 (兼業に係る営 業費用は例示であ り、適当な科目を 設定できる。)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第 6 条関係) 財務諸表

費用			
款	項	目	摘要
(経常費用) 高速道路事業 営業費用	(略) 一般管理費	(略) 雑費	(略) (略) 高速道路事業にお ける受託業務に係 る営業費用
<u>(何) 事業営 業費用</u>	(略) 受託業務事 業費	直轄事業 受託業務 事業費 その他の 受託業務 事業費	兼業に係る営業費 用 (兼業に係る営 業費用は例示であ り、適当な科目を 設定できる。)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二 (第 6 条関係) 財務諸表

第1号様式

貸借対照表

年月日

(会社名)

資産の部

I 流動資産

(略)

高速道路事業受託業務前払金

受託業務前払金

(略)

(略)

××

××

(略)

負債の部

I 流動負債

(略)

高速道路事業受託業務前受金

受託業務前受金

(略)

(略)

××

××

(略)

第2号様式

損益計算書

年月日から年月日まで

(会社名)

I. 高速道路事業営業損益

1. 営業収益

(略)

道路資産完成高

受託業務収入

(略)

(略)

××

××

(略)

2. 営業費用

(略)

管理費用

受託業務費用

(略)

××

××

××

第1号様式

貸借対照表

年月日

(会社名)

資産の部

I 流動資産

(略)

受託業務前払金

(略)

(略)

××

(略)

負債の部

I 流動負債

(略)

受託業務前受金

(略)

(略)

××

(略)

第2号様式

損益計算書

年月日から年月日まで

(会社名)

I. 高速道路事業営業損益

1. 営業収益

(略)

道路資産完成高

管理費用

(略)

(略)

××

(略)

2. 営業費用

(略)

管理費用

(略)

××

××

××

II. (何) 事業営業損益	(略)
2. 営業費用	(略)
<u>受託業務費用</u>	××
(略)	(略)

第8号様式
 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
 年 月 日から 年 月 日まで

1. 営業収益	(略)
(略)	(略)
<u>道路資産完成高</u>	××
<u>受託業務収入</u>	××
(略)	(略)

第9号様式
 高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表
 年 月 日から 年 月 日まで

1. 営業費用	(略)
(略)	(略)
管理費用	(略)
(略)	(略)
一般管理費	(略)
(略)	(略)
<u>受託業務費用</u>	××
<u>2. 営業外費用</u>	××
(略)	(略)

別表第三 (第24条関係)
 高速道路事業に係る部門別収支配賦方法
 (略)

II. (何) 事業営業損益	(略)
2. 営業費用	(略)
<u>受託業務事業費</u>	××
(略)	(略)

第8号様式
 高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表
 年 月 日から 年 月 日まで

1. 営業収益	(略)
(略)	(略)
<u>道路資産完成高</u>	××
(略)	(略)

第9号様式
 高速道路事業営業費用、営業外費用及び特別損失等明細表
 年 月 日から 年 月 日まで

1. 営業費用	(略)
(略)	(略)
管理費用	(略)
(略)	(略)
一般管理費	(略)
(略)	(略)
<u>2. 営業外費用</u>	(略)
(略)	(略)

別表第三 (第24条関係)
 高速道路事業に係る部門別収支配賦方法
 (略)

<p>仕掛道路資産等原価計算が必要な資産、高速道路事業管理費用、<u>高速道路事業受託業務費用</u>、(何) 事業営業費用、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失、法人税等及び法人税等調整額については、次の基準によって高速道路事業又はその他の事業に配賦すること。</p> <p>1 仕掛道路資産等原価計算が必要な資産、高速道路事業管理費用、<u>高速道路事業受託業務費用</u>、(何) 事業営業費用 (略)</p>	<p>仕掛道路資産等原価計算が必要な資産、高速道路事業管理費用、(何) 事業営業費用、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失、法人税等及び法人税等調整額については、次の基準によって高速道路事業又はその他の事業に配賦すること。</p> <p>1 仕掛道路資産等原価計算が必要な資産、高速道路事業管理費用、(何) 事業営業費用 (略)</p>
---	---